

平成 30 年度 公的研究費の不正防止対策
基本方針

平成 30 年 4 月 5 日

(6 月 5 日改訂)

高知県立大学

1. 目的

高知県立大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を踏まえ、公的研究費に係る不正を防止するため「不正防止計画」を策定し、研究及び研究費の適正かつ効率的な運営を図っている。同計画を効果的及び計画的に実施するため、平成30年度の責任体制及び活動計画を以下の通り明確にし、徹底を図るものとする。

2. 不正防止に関する責任体制について

(1) 学長の役割

学長は、最高管理責任者として、不正防止対策の基本計画を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 副学長の役割

副学長は、研究執行等統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究内容に関する監督及び告発・相談について統括する実質的な責任と権限を持つ。

(3) 事務局長の役割

事務局長は、経費統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、会計管理に関する監査及び告発・相談について統括するとともに、不正の告発・相談の統括及び不正防止計画の策定・見直しについて統括する。

(4) 部局長等の役割

部局長等は、不正防止コンプライアンス推進責任者として、次のことを実施する。

①不正防止対策の実施

不正防止コンプライアンス推進責任者は、部局等における公的研究費の不正防止対策を実施し、実施状況を 統括管理責任者 に報告する。

②副責任者の指名

不正防止コンプライアンス推進責任者は、部局等の構成員の教授の中から コンプライアンス推進副責任者 を指名する。副責任者は責任者の業務を補助し、公的研究費の管理・執行を適切に行っているか等を確認し、必要に応じて改善を指導し報告することとする。

③コンプライアンス教育の実施

不正防止コンプライアンス推進責任者は、各部局内にてコンプライアンス教育を実施し、実施状況を 統括管理責任者 に報告する。

④モニタリングの実施

不正防止コンプライアンス推進責任者及は、各部局内にて構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(5) **事務局**の役割

各部署は、それぞれ次の業務を担当し、適正な管理及び運営を行う。

- ① 研究費に係る経理業務は、資金の種類に応じて定めた担当課が行う。
- ② 不正防止計画の策定・推進の事務は、教育研究戦略課が行う。
- ③ 説明会・研修会等の実施は、教育研究戦略課が行う。
- ④ 事務手続きや研究費の使用ルールに関する相談業務は、教育研究戦略課が行う。
- ⑤ 内部監査における監査実施担当は、事務局で公的研究費の会計処理に直接関わっていない職員で組織する。
- ⑥ 告発や通報への対応業務は、事務局の課長以上の職員で組織する。
- ⑦ 告発や通報の相談担当は、研究課題と直接関係がなくかつ検収担当でない、教員及び事務局担当で組織する。

(6) **研究者**の役割

① 「誓約書」の提出

公的研究費に採択された研究者には、公的資金を執行する責任の重大さを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め意識の向上を図る。

② 説明会・研修会への参加

説明会・研修会等に積極的に参加し、公的研究費に関するルールの習熟を図る。また、本学教職員用サイト「UOKIR」に掲載された、不正使用事案等及び事務処理等のマニュアル等についても必ず確認する。

③ 適正な執行管理

経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託元の事務処理要領及び本学の規程等を遵守し、研究費の適正な執行管理に努める。また、予算の計画的な執行の促進に努めるとともに、物品購入する際には、取引業者との適切な関係を維持するための牽制効果を図り、納品確認を厳正に実施する。

(7) **取引業者**に対する実施

本学と一定の取引のある業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正、不適切な契約も行わないこと、および監査・調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

3. 不正防止に関する説明会・研修会の実施計画について

① 不正防止計画等の周知

各部署の会議（教授会等）にて不正防止計画の説明や科研費執行ルールを説明する
4月に開催予定（日程は各部署の長と教育研究戦略課で調整）

② コンプライアンス研修

対象者 （必須受講）コンプライアンス教育未受講者、科研費事務に関わる事務職員
（任意受講）科研費など公的研究費の業務に関わる教職員

実施日 5月9日 看護学部 6月11日 健康栄養学部
5月28日 文化学部、社会福祉学部、地域教育研究センター

③ 内部監査の実施について

高知県立大学競争的資金等事務取扱要領第 16 条に基づき、競争的資金等の適正な確保のため、毎年内部監査を実施する。

対象：平成 29 年度の研究課題についての通常監査及び特別監査

実施日：平成 31 年 1～2 月頃

内容：通常監査は、研究代表者として研究費の交付を受けている研究課題数の 10%以上とし支出の証拠書類等により監査を行う。

特別監査は、通常監査を行う補助事業数の 10%以上を対象として書類上の調査にとどまらず、実際の補助金等の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査を行う。

5. 不正防止計画に関する責任体制名簿

最高管理責任者	学長 野嶋 佐由美
研究執行等統括管理責任者	副学長 五百蔵 高浩
経費総括管理責任者	事務局長 岡村 一良
コンプライアンス推進責任者	文化学部長 三浦 要一 看護学部長 藤田 佐和 社会福祉学部長 宮上 多加子 健康栄養学部長 村上 尚 看護学研究科長 中野 綾美 人間生活学研究科長 長澤 紀美子 地域教育研究センター長 清原 泰治 総合情報センター長 山田 覚 健康長寿センター長 池田 光徳
コンプライアンス推進副責任者	文化学部 教授 岩倉 秀樹 看護学部 教授 長戸 和子 社会福祉学部 教授 田中 きよむ 健康栄養学部 教授 小林 淳 看護学研究科 教授 田井 雅子 人間生活学研究科 教授 杉原 俊二
監査実施担当	事務局で公的研究費の会計処理に直接関わらない職員で組織する
告発・通報対応担当	事務局の課長以上の職員で組織する
相談担当	研究課題と直接関係がなくかつ検収担当でない、教員及び事務局担当で組織する
会計管理担当部署	教育研究戦略課（竹内、原田、永吉、公文） ・ 研究拠点形成費等補助金（博士課程教育リーディングプログラム、先進的医療イノベーション人材養成事業） ・ 科学研究費助成事業 ・ 受託事業（研究に関するもの） ・ 共同研究、奨学寄付 ・ 学内競争的資金（戦略的研究推進プロジェクト等） 企画連携課（勝賀瀬、由比） ・ 受託事業等（健康長寿に関するもの） 地域連携課（宗石、武市） ・ 大学改革推進等補助金（COC+）事業
不正防止計画等の周知	教育研究戦略課
コンプライアンス研修会	教育研究戦略課
科研費に関する内部監査	事務局長より指名された事務職員